

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター
2023.3.10発行〈通巻第541号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



個人事業者の安全衛生をどうする？ 省令改正と今後の検討へむけて	2
関西労働者安全センター第43回総会開催	8
新副議長 関谷和人さん(全港湾大阪支部)インタビュー	9
死ぬまで元気です vol.56 右田孝雄	11
韓国からのニュース	13
前線から	16
月409.5時間拘束の待機は月40時間労働になる?/大阪	
過労死防止大阪センター総会・シンポジウムのお知らせ	18

個人事業者の 安全衛生をどうする？

省令改正と今後の検討へむけて

建設アスベスト最高裁判決による
改正省令施行は4月1日より

賃金を受け取り働く「労働者」は、労働基準法に定義があり、関係法令により労働条件の基準が定められている。その労働条件のうち、安全衛生については労働安全衛生法による。そして保護が及ぶ対象は「労働者」に限っているというのが従来の政府の法律解釈だった。

ところが職場で働くのは労働者ばかりではない。一人で仕事を請け負う個人事業者や、雇用している労働者と一緒に作業をする事業主も同じように働いている。

建設アスベスト訴訟は、労働安全衛生法による規制を怠ったことによる国の賠償責任が争われた。大きな争点の一つは、労働安全衛生法第22条等の規制が、労働者ではない者も保護する趣旨といえるかどうかということだった。

一昨年5月17日の最高裁判決は、アスベスト規制の根拠となる労働安全衛生法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判

断がなされた。その論拠は、労働安全衛生法の第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とあり、その対象は労働者に限定していないこと、石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないことをあげた。

法律の具体的な適用は、省令で定めることになるが、これまでの労働安全衛生法関係の省令は、保護対象を労働者に限定した者になっている。少なくとも労働安全衛生法第22条について、最高裁が明快に労働者以外の保護する趣旨であると判断した以上、国は省令を改正しなければならない。

厚生労働省は関係省令の改正作業を行い、昨年4月15日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号）が公布された。危険有害な作業について定められている11の省令について、一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の人について、措置をとることを新たに義務付けることとした（概要は次ページ参照）。

なお、この改正省令は2023年4月1日から施行することとされている。

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

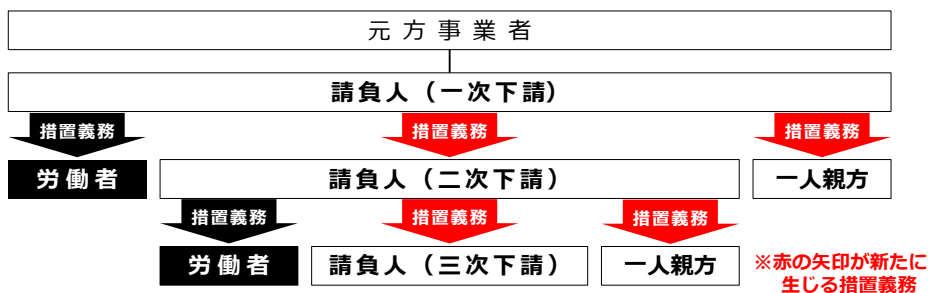
同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

個人事業者の安全衛生対策 多様な検討会の議論

ところで今回の省令改正は、建設アスベスト訴訟で争点となった第 22 条に限ってのものだ。最高裁判決の趣旨からすると、争点となった条文以外の規制についても同様の解釈をすることになるので、これらも改正をしないと矛盾する。この件については、改正省令の検討が行われた労働政策審議会安全衛生分科会でも議論され、別途検討の場を設けることとなった。

これをうけて、昨年 5 月に「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が設置され、以降この 2 月現在で 9 回にわたって開催されている。

実際、労働安全衛生法の対象とされてこなかった個人事業者、中小事業主などについても業務上の災害が多く発生している状況は、行政側としても認識しており、その実態と災害防止対策のあり方、安全衛生確保措置の必要性が検討されているところだ。

今回は、昨年 5 月 13 日に開催された第 1 回検討会で示された資料をもとに考えてみたい。

労働者と特別加入者の災害発生率比較 差の原因は？

まず労働者以外については、労働災害の発生情報について報告を義務付ける制度はなく、労災保険のように強制加入の保険制

度もない。したがって労働者以外の者の業務上災害を網羅的に把握する仕組みはない。

ただし、労働者以外の者については、任意に労災保険に加入できる特別加入制度があり、その加入者が被災した業務上の災害については、特別加入制度における支給状況によって把握可能だ。

以上のことから資料として提出されたのは「特別加入者に係る災害の状況」という表で、令和 2 年度と令和元年度に分である。このうち「<労働者と特別加入者の災害発生率>令和 2 年度」として示されたのが次ページ表だ。

この表をみて興味深いのは、災害発生率の数字である。建設業において労働者の休業 4 日以上死傷災害発生率は 1 万人あたり 36.2 人となっている。これに対して同じく建設業の一人親方の特別加入者の場合、119.1 人、中小事業主で 60.8 人となっている。令和元年度の数字をみても、労働者の場合は 36.1 人、一人親方 127.5、中小事業主 61.3 だ。

単純に見て、特別加入者は労働者の 3 倍を超えて災害が発生していることになる。もちろん資料の注釈にあるのだが、労働者の数字は事務所の事務員など現場作業ではない労働者も含んだ数字であり、一人親方の特別加入者は、現場の作業者に限られるという違いがあるので一概に比較することはできない。しかしそれだけではちょっとこの大きな差は説明できそうにない。

この表で算出されていない死亡者数による発生率はどうだろうか。試しに計算して

個人事業者の安全衛生

<労働者と特別加入者の災害発生率>令和2年度

業種	労働者				
	①死亡者数	②休業4日以上(死亡せず)	③合計(=①+②)	④労働者数(万人)	⑤1万人あたりの災害発生率(=③/④)
林業	35	1070	1105	5	221.0
建設業	260	11835	12095	334	36.2
製造業	142	20434	20576	953	21.6
運輸業(交通運輸事業、貨物取扱事業)	140	17802	17942	264	70.6
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	100	22453	22553	1241	18.2
農業	17	1391	1408	48	29.3
その他の各種事業	96	29088	29184		

業種	一人親方、特定作業従事者					中小事業主等				
	⑥死亡者数	⑦休業4日以上(死亡せず)	⑧合計(=⑥+⑦)	⑨特別加入者数	⑩1万人あたりの災害発生率(=⑧/⑨)	⑪死亡者数	⑫休業4日以上(死亡せず)	⑬合計(=⑪+⑫)	⑭特別加入者数	⑮1万人あたりの災害発生率(=⑬/⑭)
林業	2	75	77	1831	420.5	0	27	27	3092	87.3
建設業	54	7588	7642	641496	119.1	35	2737	2772	455570	60.8
製造業						7	446	453	191483	23.7
運輸業(交通運輸事業、貨物取扱事業)						2	53	55	20820	26.4
個人タクシー、個人貨物運送業者	2	153	155	8794	176.3					
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業						7	541	548	169768	32.3
農業						6	193	199	26788	74.3
農業(特定農作業従事者)	12	513	525	65556	80.1					
農業(指定農業機械作業従事者)	3	175	178	29934	59.5					
その他の各種事業						3	238	241	181208	13.3

出典：厚生労働省労働者災害補償保険事業年報、厚生労働省調べ、総務省労働力調査

(※) 選発性疾病を除く。

(※) 「④労働者数(万人)」は、総務省労働力調査による令和2年の「役員を除く雇用者」の数値。

(※) 「その他の各種事業」は、社会福祉又は介護事業、幼稚園、保育所、認定こども園、研究又は調査の事業、教育業、物品賃貸業、理容、美容又は浴場の事業、映画の製作、演劇等の事業ほか諸々の事業。

(※) 「中小事業主等」は、事業主の他、家族従事者、役員を含む。

(※) 「運輸業(交通運輸事業、貨物取扱事業)」の「④労働者数」は、総務省労働力調査(令和2年)の「運輸業、郵便業」のうち、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業(信書便事業を含む)を合計した数値。

(※) 「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の「④労働者数」は、総務省労働力調査(令和2年)の「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」を合計した数値。

みる。

令和2年度の建設業労働者の場合、総労働者数334万人で、死亡者数260人なので、10万人あたり7.8人という数字が出てくる。一人親方では特別加入者641,496人で、死亡者数54人なので、8.4人となる。中小事業主では455,570人に死亡者35人なので7.6人。

令和元年度では、労働者の場合、総労働者数341万人で死亡者313人なので9.2人。一人親方は特別加入者613,996人で

死亡者数54人なので8.8人。中小事業主は448,433人に死亡者45人なので10.0人。

どうだろうか。死亡災害の数字は強制加入の労働者の発生率と特別加入者ではあまり差がない。むしろわずか1年だが時期の差のほうが目立つにみえる。

透けて見える建設業界の
労災隠しのすがた

このことは何を意味するのだろうか。死亡災害の場合は、労働者であっても特別加入者であっても、遺族補償の請求は受給権者がいる限りほぼ必ず行うことになるだろう。それに比べて死傷災害となってくると、労働者の場合は労災保険給付を請求する割合が相当減少するということだ。それも3分の1という極端な割合で減っているのである。

こうした数字から建設業で働く労働者と一人親方らの一般的な姿が透けてみえる。労災事故に遭ってしまった労働者は、元請の建設会社に頭を下げて労災事故をカウントし療養や休業の用紙を作成してもらわねばならない雇い主に遠慮し、労災請求を我慢する。そもそも原因に自分の不注意が含まれようものならまず積極的に自ら労災隠しに走る被災者がいてもおかしくない。公明正大に災害は必ず報告すべしと請負事業者に徹底しているゼネコンの下での作業でも、労働者と請負事業者の常識は動かない。

それに対して特別加入者はどうか。任意での労災保険加入は、給付基礎日額により保険料が定まり、その費用負担は一人親方の加入者自身によるものだ。費用対効果を考えるまでもなく、もし被災したら特別加入団体に連絡して必ず労災保険の給付を請求することになるだろう。

その差、つまり“純粋な”労災隠しが3倍、あるいは3分の1として表れているといえるのではないだろうか。

そしてもう一つ指摘しておかねばならないのは、労働者以外で特別加入をしていない個人事業者は一切数字に出てこないとい

うことだ。

検討会の議論ではこうした点については触れておらず、労働者以外の災害発生が相当数に上っていることだけが示されたかたちだ。

労働者以外の業務災害顕在化 どう進め、どう対策をとるか

検討会の議論は、すでに9回を数えているにも関わらず、あまり焦点が絞れてきているとも言い難い状況のようだ。たとえば業種、職種別の特性を踏まえた検討の可能性や、誰がリスクを管理可能かという観点からの整理というような論点も出されている。

本誌でも農業労災について触れたところだが、死亡災害については特別加入者の数字や他の統計データから導き出した数字をもとに数字が出ているが、負傷災害については業種を問わず表れてこないのが現実だ。検討会の検討事項の一つとなっている「業務上の災害の把握・報告等」をどのように扱うのかという議論も大切だ。

検討会の議論については、今後も注視していく必要がある。



関西労働者安全センター第43回総会開催 記念講演は新設に政策転換した原発問題

関西労働者安全センターの第43回総会を開催した。2023年2月20日、今回も新型コロナウイルス感染症の対策のため、対面とオンラインの併用で行った。

多忙な中、多数の方に参加いただいた。

2022年も、労働安全衛生の面でも、社会的にもたくさんの出来事があった。

これまで本誌でもたびたび報告していたように、新型コロナ関連の労災請求はますます増加しており、今年1月末で請求件数は156,000件、労災認定件数は135,000件となっている。しかし、あきらかな職場感染であっても、労災請求していない場合も多く、この数字は実際の数字より少ないはずである。また、コロナウイルスの重篤な後遺症と思われる症状に苦しむ被災者も少なくないこともわかってきた。

最近は多くの企業がリモートワークから徐々に職場へ出勤するようになってきている。

ハラスメント防止対策が昨年4月より全事業場に義務づけられた。アスベストについては、建設アスベスト給付金がスタートし、当センターにも厚労省からの通知を受けた方などから多くの相談が寄せられた。

センターの運営協議会の委員については、全港湾大阪支部より参加いただいていた吉馴真一さんが関谷和人さんに交代となった。

今年2023年度の活動方針も承認され、

新たな気持ちでこれからも精進する所存である。また、今年は当センターの設立、1973年9月から50年となる年でもあり、秋ごろ記念イベントも計画する予定である。

記念講演は、はんげんぱつ新聞編集長の末田一秀さんに「原発回帰政策がもたらすものとは？」と題して、岸田政権が打ち出した「次世代原発の新設・増設検討」とはどうか、政府の思惑や原子力発電所の現状について、解説いただいた。

原発新設の検討は、政府のGX基本方針にて打ち出された。GXは化石燃料に頼らず、二酸化炭素の排出量を減らす取り組みということだが、そこに「再エネの主力電源化」の次にこの「原子力の活用」を上げている。しかしながら、末田さんはこれが現実不可能なものであることを、次々と説明した。政府の言う2030年電源構成に占める原子力比率20%を達成するには、実際原子力発電所が27基必要であるが、現実には再稼働中の原子炉は10基、許可が下ながらまだ稼働していない7基は安全対策工事中だったり設備不備であったりとするには再稼働できない理由があり、原子炉の数が到底足りていない。また、原発の新設には、少なくとも1兆円かかり、また計画から稼働までにかかる時間は、太陽光では1年のところ、原子力は20年と長い時間がかかるため、この点でも現実的ではない。

しかしなぜ、原発を作りたいのかというと、国内の原子力発電のサプライチェーンが原発事故以来仕事がなくなり、企業が次々に撤退しており、このままでは技術を持つ企業がなくなりサプライチェーンがボロボロになっているということで、このサプライチェーンの維持・強化のため新たな原発を作ろうという流れだとか。

さらには、原発がなければ電力が足りないというのもウソ、電気代の値上がりも原発が足りないためと思われるが、まったく逆である。原発による電力はコストが

高く、今後の建設費で値上がりする予定で、しかも福島原発の事故処理費は 21 兆円にも及ぶ見込みで、それらも原発の電気代に上乘せされ、他の発電よりも原子力が一番コストの高い電力となる。

他にもいろいろ興味深い話をさせていただいたが、ご興味のある方は、末田さんのホームページ（「環境と原子力の話」<http://ksueda.eco.coocan.jp/>）もご覧ください。

総会を終え、また新たな 1 年、みなさま、よろしく願いいたします。

新副議長 関谷和人さん（全港湾大阪支部）インタビュー

全港湾大阪支部は、危険な作業を伴う仕事が多いことから、安全衛生活動に非常に力を入れている労働組合です。関西労働者安全センターとも関係は深く、センターとして支部の安全衛生委員会定例会にも参加し、職場の安全パトロールに同行という職場に入る貴重な機会を共有させていただいています。

関西労働者安全センター 50 年の活動の中で重要な役割を担ってきた全港湾大阪支部ですが、このたび新たに関谷和人さんに副議長にご就任いただいたことに伴い、港湾での作業についてお話しいただきました。

—会社と仕事内容について教えてください
関谷：会社は此花荷役作業株式会社です。



仕事は沿岸荷役といって、船や舢（はしけ）から貨物を取り卸して陸にあげる、つまり倉庫に運んではい付けを行うこと、その逆に倉庫から出してきた貨物を船や舢に積み込むことなどです。主な取扱荷は銅板で、舢からクレーンで陸に揚げ、フォークリフトで倉庫に運びます。

—在職年数は何年ですか。

関：今年で 24 年目になります。

— 当時と今と違いは？

関：港湾作業自体は変わっていませんが、現在は構内作業もあり、また機械化が進み人力でする仕事が減りました。

— 当時は人力で運ぶような作業が多かったのですか。

関：たとえばパレットに複数のフレコンバッグを載せてフォークリフトで運搬するとき、バッグがひっくり返って落ちないように手鉤で押さえなくてはなりません。フレコンバッグは高さ 50cm、縦横 30 cm くらいのサイズで、大きなものではありませんが、その重さは一人で持ち上げられるものではなく、2、3人ようやく持ちあがる重さです。また、バッグの形は一定ではありませんから、パレットの上に乗っていても不安定な状態です。そのため落ちないように、フォークの進行方向に逆らって抑えながら一緒に移動していくことになります。この作業は、腰への負担が大きかったです。10 年くらい前までこのような作業をしていました。

— 現在の危険な作業は？

関：機械化が進みだいぶ改善しましたが、プレス作業では、カゴに入った銅線を、プレス機にかける前に手で引っ張り出すこともあるので、そのときに腕を引っ掛けたりすることがあります。鉄帯を切断することもあるので、切断時に撥ねるおそれがあるときは周りに声を掛けながら作業をします。

また、最も危険で注意を怠ると重大事

故につながるおそれのある作業は、船内の作業です。狭く、揺れる船や舳の中で玉掛をするので、船内で作業する人は常に荷の移動範囲からの避難場所を考えて作業をしなくてはなりません。玉掛をしたら、すぐにその場から離れて、安全な場所に移動することになります。10 分間でクレーンが 4 往復するので、次の玉掛作業まで少し時間がありますが、それでも気を抜くことができません。

— 現場での安全活動はどのようなものですか。

関：元請も安全衛生活動は非常に力を入れていて、以前のようにフォークリフト作業に併走して移動するようなことはありません。走行中の車両の側に絶対寄りないように作業手順を厳密にしているほか、構内ではバック走行時は時速 5 km を守ることになっています。はい作業でも厳密に荷の積み重ねを確認するなど、事故防止を徹底しています。

先ほども言いましたように、重大事故につながるおそれのある作業は、船内での玉掛作業があげられます。作業中に手を挟まれることもあれば、揺れる船内での作業ですから、荷がクレーンで吊るされたときに揺れて体を挟まれることもあるのです。荷は一山 2700 kg、これが揺れてまだ船内にある別の山にあたると、一緒に動いてしまいますから、作業員も少し移動して避ければよいというものではなく、まず避難場所の確保が重要です。

(12 ページに続く)

死ぬまで元気です

Vol.56 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？
私は少し前まで元気ではなかったのですがお許してください。実は、3月8日に大好きだった母が逝去したのです。数年前から不整脈と糖尿病を患い、私と同様に病院通いをしていました。その上、一昨年には肝臓にがんが見つかり、肝硬変にもなっていることが判明しました。医師は、抗がん剤治療を勧めたので母もそれに従いました。ところが一度抗がん剤をしたところで、母が自ら「しんどいから抗がん剤止める」と言いました。この時は、妹と私、親父でどうするか相談し、もう80歳ですし、もう母につらいことをするのは止めて、好きなことをしてもらおうと腹を括りました。
母は40歳を超えた頃に脳の腫瘍を摘出する手術を受け、60歳の頃には交通事故に遭って両足骨折するなどつらい思いをたくさんしてきたので、これ以上つらい思いをさせるのはかわいそうだというのが、家族の総意でした。
それからはなるべく母のやりたいことをさせてあげようと、私も妹も出かける時は母に声を掛けて連れて行ったりしました。昨年の9月には北海道へ両親と子供たちと妹を連れて行きました。この頃母はほぼ車

いすでの移動でしたので、温泉に入るのも介助が必要で、子供たちと妹にも来てもらいました。

夜中に札幌市のすすきのでラーメンを食べようと、妹と娘と行こうとしたら母が「私も行く」と言うので、車いすを押しながらラーメン屋を探したのを思い出します。あの時は行くところ全て長蛇の列ができて、ようやくたどり着いた札幌新ラーメン横丁の「つばさ」のラーメンを母も美味しく食べていたのが忘れられません。

年明けには和歌山的那智勝浦温泉にも連れて行きました。たまたま宿泊したホテルが昭和天皇も泊まれた由緒ある老舗のホテルと聞いて母も喜んでいました。この後から母は急激に様態を悪くして入退院を繰り返しました。

実は北海道から帰って来た時に次は家族全員で沖縄に行こうと計画し、その頃から飛行機やホテルを予約し、準備をしていました。母は家族で沖縄に行くことを本当に楽しみにしていて、年末から「沖縄いつやった？」とよく聞くようになっていました。ところが、沖縄へ行く日が近づくにつれて母の様態がどんどん悪くなり、一時は医師から沖縄行きは無理かもしれないと告げら

れました。母の思いを考えたとしても沖縄に連れて行きたかったので、医師に「沖縄行きは母も私たちもどうしても行きたいので、どうか沖縄だけには行かせてくれるようにお願いします」と切実にお願いしました。すると、医師も私たちの思いを汲み取って下さり、旅行の三日前には意識もしっかりとして退院してきました。母を連れての沖縄旅行は叶いました。



沖縄では、琉球ガラス工芸で自分のグラスを作ったり、美ら海水族館で楽しんだり、大好きな果物やステーキを堪能してくれました。

この旅行は母のためだけでなく、私たち家族にとっても母との最後の大切な思い出になりました。

悔いがあるかと言われたら、あると答えますが、母との時間をこれだけ一緒に楽しんだので、ほとんど悔いは残さず看取るこ

とができました。

私は、相談に来られた患者さんのご家族に「治療も大切ですが、元気なうちに楽しいこと、やりたいことをしてはどうですか」とよく伝えていますが、自分が実践できたことで、これは本当に大切なことだと益々強く思いました。

皆さん、私は死ぬまで元気でいれるように楽しいことをたくさんしようと思っています。

(10ページから続く)

昔は、慣れたクレーンオペレーターになると、船舶上の作業を見てクレーンを作動させてしまうこともありましたが、挟まれ防止のために合図は必須です。一熱中症や自然災害対策について教えてください。

関：熱中症対策としては、一昨年、ネックファンを導入しました。また、去年は送風機付きジャケットも購入しましたが、舳で作業をすると揺れて銅板に引っ掛けて破損してしまうことが難です。

自然災害については津波・高潮に備えて避難訓練を行っています。消防訓練もあり、放水訓練をすることもあります。一関谷さん、ご協力ありがとうございました。今後も作業現場における安全衛生活動についてたくさんお話いただければたいへんうれしいです。



韓国からの ニュース

■建設現場のトイレ「男性 30 人に一個、女性 20 人に一個」

建設現場のトイレ設置基準が設けられる。

雇用労働部が建設現場のトイレの設置基準として、「労働者数基準」を追加した「建設労働者の雇用改善などに関する法律」（建設労働者法）施行規則改正案を立法予告した。現在、建設現場のトイレ設置基準は、工事金額で 1 億ウォン以上の現場はトイレを設置しなければならない、現場から 300 メートル以内に、男女を区分したトイレを設置することになっている。

トイレの設置基準に労働者数が含まれておらず、一部の現場ではトイレ不足の問題が発生することもあり、一部の現場では人糞が見つかることもある。

建設労働界の要求に、政府がやっと応えた。

施行規則改正案によれば、既存の設置基準の他にも、トイレ（大便器）は男性労働者 30 人当たり 1 個以上、女性労働者 20 人当たり 1 個以上を設置したり、利用できるようにしなければならない。2023 年 2 月 1 日 毎日労働ニュース 編集部

■国民の 6 割「重大災害処罰法、労災予防に役立つ」

韓国保健安全団体総連合会は 31 日、職業健康協会と一緒に全国の満 18 歳以上の男女 1100 人を調査した、産業災害と重大災害処罰法に対する国民認識度調査の結果を発表。

調査の結果、重大災害処罰法が労災予防に役立つという回答は 60.2% だった。役に立

たないという回答は 33.5% だった。昨年 1 月の同じ調査では、「役に立つ」という回答が 77.5% だったが、今回は多少減った。財界の緩和要求が続いているうえ、政府がこれに同調する姿勢を見せる行動が影響を与えたものと見られる。

しかし、重大災害処罰法を強化すべきだという意見が圧倒的に多かった。法改正についての意見を聞いたところ、「更に強化すべきだ」という回答は 48.4% で、「規定の緩和」と答えた割合（20.1%）の 2 倍をはるかに上回った。

労災に対する認識を尋ねる質問には、国民の 10 人中 8 人が、労災問題が深刻だと答えた。「非常に深刻な水準」「概して深刻な水準」と答えた比率は 78.7% だった。「深刻ではない」「全く深刻ではない」という回答は 18.5% だった。「交通安全問題が深刻だ」という答え（65.9%）より、労災問題を深刻に考える国民が多かった。

労災減少の対策としては「政府の徹底した監督・管理」をあげた回答（複数回答）が 28.5% で第一位だった。「事業主の積極的な投資と努力」をあげたのは 25.0% で第二位、「産業安全保健制度の強化」は 18.9% で第三位だった。2023 年 2 月 1 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■釜山で労災死亡事故が 44% 減少／5 年間、零細業者の予防を支援

釜山市は、労働災害現況を分析した結果、死亡事故は第 3 四半期累積基準で、2021 年の 45 人から 2022 年の 25 人に、44.4% 減ったと発表した。

このような結果は、重大災害処罰法の施行によって、企業だけでなく、社会全般に重大災害に対する警戒心が高まり、産業安全に

関する事項を企業経営の核心課題に格上げさせたことに伴う肯定的な成果だと、釜山市は評価した。

釜山市は昨年、重大災害処罰法に関して、専門担当組織の構成、安全・保健人材の確保と配置、事業場別に有害・危険要因の確認と改善、非常措置計画の樹立など、釜山型安全保健管理システムを構築した釜山市発注の工事は、「労働安全保健守り団」が、安全保健義務事項の遵守の可否などを持続的に点検した。

今年は、重大災害処罰法が50人未満の事業場に拡大適用される2024年に備え、零細事業場中心の支援政策を強化する予定だ。

特に、政府の政策が処罰中心から内部規制に転換され、2027年までに自律的な予防体系を確立する方針だ。先ず、釜山市の事業場予防体系の強化のために、危険性評価の現場支援、作業の環境測定の実施、安全保健経営システム(ISO45001)の構築などを推進する。零細事業場を集中的に支援・管理するために、スマート技術と安全装備を支援し、労働安全保健優秀企業の認証制、訪ねて行く労災予防教育などを実施する。また、安全意識と文化の拡充のために、汎市民安全文化キャンペーン、「労働安全保健守り団」の運営拡大、地域安全保健協議体の機能強化なども推進する計画だ。2023年2月1日 京郷新聞 クォン・ギジョン記者

■「患者も労働者も差別なく」「非正規職のいない病院」、どのように作られたのか

「非正規職のいない病院」を初めて実現したところがある。患者を差別しないように病院の労働者も差別してはならない、という信念を込めた。ソウル中浪区にある源進財団付設の緑色病院と全国保健医療産業労組・緑色



病院支部は、派遣委託非正規職として働いていた療養保護士、調理師、美化労働者を、全員正規職に転換することに合意したと明らかにした。

緑色病院の労使は、2021年7月に「非正規職をゼロにしていく」という共同宣言を発表した。その後、外部派遣業者所属のリハビリ統合病棟の療養保護士17人を正規職に転換した。2022年1月に調理師25人、先月は美化労働者17人全員を正規職に転換し、「非正規職のいない病院」になった。

非正規職の正規職転換には、通常「費用」の心配が伴う。そこで、外部派遣業者との契約が終わる度に、契約期間を延長せずに、委託の職員を直営化する方法で段階的に転換した。委託費として支出していた費用は、新しい賃金体系に含まれた正規職労働者の給与として使った。

緑色病院は、源進レーヨン労働者の職業病闘争の成果で作られた源進職業病管理財団が2003年に設立した、民間型の公益病院だ。任相赫(イム・サンヒョク)緑病院長は記者との電話インタビューで、「(一部の職員が)非正規職の正規職化に拒否感を持つこともあったが、病院職員が病院の設立趣旨を良く理解し、労働組合も非常にたくさんの協力をしてくれたため、特に難しくはなかった」と話した。2023年2月2日 京郷新聞 ミン・ソヨン記者

■江原道は「伐採業」、ソウルは「サービス業」が高リスク

事故死亡者は、業種だけでなく地域別にも偏差が大きく、2021年11月に改正された産業安全保健法に、地方自治体の責務と労災予防活動義務を盛り込んだ。法改正以後初めて、地方自治体労災予防協議会が22日に開かれた。労働部、行政安全部、17の広域自治体と安全保健公団の関係者が参加した。

労働部と行安部は、地方自治体の労災予防活動の活性化のために、「地方自治体災難管理評価指標」に、労災予防関連の条例制定・労災予防対策推進の実績などを反映させた。労災予防自主計画の樹立、地域安全保健協議会への参加、住民センター別安全番人の指定などを必須項目に指定した。

地域別労災現況によれば、最近3年間の平均事故死亡万人率は、江原道(0.84)が最も高く、慶北(0.74)、全南(0.73)、忠南(0.67)、慶南・忠北(0.64)、全北(0.62)の順だ。「業種別事故危険度」を分析した結果、建設業とクイックサービス業が、全国共通して「高危険業種」に分類された。ソウルは飲食宿泊業・建物総合管理事業・事業サービス業などのサービス業が高危険業種に該当した。釜山、蔚山、全羅南道、慶尚南道は造船業で、主に墜落(29.7%)、衝突(16.2%)の死亡事故が多かった。

江原道と忠清北道・慶尚北道では、伐採業による死亡事故が多発し、主に下敷き・転倒(62.5%)、墜落(16.7%)による死亡者が発生した。忠清南道ではセメント製品製造業などが高危険業種で、挟まれ事故(31.8%)、墜落事故(27.3%)が頻発した。

労働部のクォン・ギソプ次官は、「地域別に、産業構造はもちろん、重大災害の発生におい

ても差がある」、「地域ごとに同じ安全保健事業をするよりも、地域の状況と特性をよく分析して、オーダーメイド型の安全保健事業を推進して欲しい」と話した。2023年2月23日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■「配電労働者の皮膚がん」初の労災認定

配電労働者が皮膚がんで初めての労災承認を受けた。労災申請から3年2ヵ月目だ。建設労組は、配電労働者を対象にした疫学調査と職業性疾病の原因把握・対策を要求した。

韓国電力の協力会社に所属し、10年以上電気工事の仕事をしてきたパク・ビョンジョンさん(63)は、皮膚がんの一種である基底細胞がんの診断を受け、2019年に労災申請を行い、疫学調査を経て、今年20日に勤労福祉公団から労災を認められた。

15年間も活線作業をしながら特高圧電磁波にばく露し、2015年に甲状腺がんと診断された50代労働者が労災申請をしたが、不承認の決定を受け、行政訴訟を提起して一審で勝訴した後、二審が進行中だ。

建設労組は産業安全保健法141条(疫学調査)によって、すべての配電労働者を対象にした疫学調査を実施することを要求している。産業安全保健法141条によると、雇用労働部長官は、職業性疾患の診断と予防、発生原因究明のために必要だと認める時は、疫学調査をすることができる。

建設労組は、配電労働者の職業性疾病予防のための政府の役割も追求した。建設労組のパク・セジュン労働安全部長は、「労働部が職業性の危険要因を把握し、対策を正確に告示し、屋外労働者が安全に働ける方法を見出さなければならない」と強調した。2023年2月23日 毎日労働ニュース ナム・ユンヒ記者 (翻訳：中村猛)

前線から

月 409.5 時間拘束の待機 は月 40 時間労働になる？ 驚きの労働時間査定で不支給処分

大阪

交通事故などで電柱が折損したときに、現場に駆け付け復旧作業にあたる仕事がある。SさんはNTT傘下の電気通信設備工事会社の下請会社の社員として勤務していた。

電柱の折損の情報がNTTの局で把握されると、待機用の部屋にいるSさんが持っている携帯電話に連絡が入る。電話を受けただけに復旧工事用のバケット車やレッカー車で現地に駆け付ける。

2021年4月、いつものようにNTTの局内にある部屋で宿直勤務中の夜中、立ち上がろうとしたときにふらつき、左半身に力が入らない。何とかやり過ごし、勤務終了後に病院に受診したところ、脳梗塞と診断された。

Sさんの勤務は、朝9時から夕方17時30分ま

での8時間30分、その逆の夕方17時30分から翌朝の9時までの15時間30分を1週間ごとに繰り返す勤務だった。ただ、昼勤と夜勤の切替日は連続24時間の勤務となる。この勤務実態がSさんの場合は、1年365日繰り返されていた。

拘束時間はきわめて長い。電柱の折損という事態は、対象エリアが広いといえどもそう度々あるわけでもなく、平均すると出勤回数は月に3～4回程度だった。だから電気通信設備の工事といっても実際の作業を行うのは、その3～4回程度となる。しかし、勤務時間中に電話があれば、原則として1時間以内に所用の装備を伴って現地に駆け付けなければならない。

間違いなく長時間労働であり、Sさんは同年6月に

労災保険の請求を行った。しかし所轄の羽曳野労働基準監督署は、2022年7月になって、「長時間の過重業務」「短期間の過重業務」「異常な出来事」いずれにも該当しないので業務起因性は認められないと不支給処分を行った。

これをうけてSさんは全国一般大阪地方労働組合に相談、審査請求を行うことにし、アドバイスにしたがって、労基署の処分についての開示請求をおこなった。その結果わかったのは、Sさんの労働時間について、労働基準監督署は拘束時間のほとんどを除外して認定していたということだった。

曰く、待機時間中にSさんが行わなければならない業務は出勤管理表の作成、事業場の車両に係る修理の手配などであり、ほとんどの時間を「テレビや携帯を見る、タブレットで映画を見る、新聞や本を読む、食事をする、たばこを吸う、寝る、バイクの手入れをするなど自宅と同じようにすごしていた」ので、これら手待ち時間は業務の過重性がほとんどなく、業務の過

重性を評価する労働時間から除外して判断すべきと判断した。

その結果、労働時間は1出勤ごとに出勤管理表作成などに費やした1時間を労働時間とし、電話があつて出勤したときは1出勤について5時間の労働時間と評価した。これにもとづいて作成したという労働時間集計表の発症直前1か月の労働時間はなんと40時間、うち時間外労働は8時間だったという。しかし、この同じ1か月のSさんが勤務した拘束時間つまり待機時間全部を労働時間と計算すると、総労働時間は409.5時間で、そのうち時

間外労働は249.5時間だった。

労働時間の認定、とりわけ手待ち時間や待機時間をどのように認定するかについて、厚生労働省は2021年3月に「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集」を公表している。これによると、「使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等をしている時間は労働時間に該当する。」と原則を示している。事例でも警備員の仮眠時間について、「仮眠中に使用者の指示により即時に業務に従

事することが求められており、労働から離れることが保障されていないければ、使用者の指揮命令下に置かれているものとして労働時間に該当する。」としている。

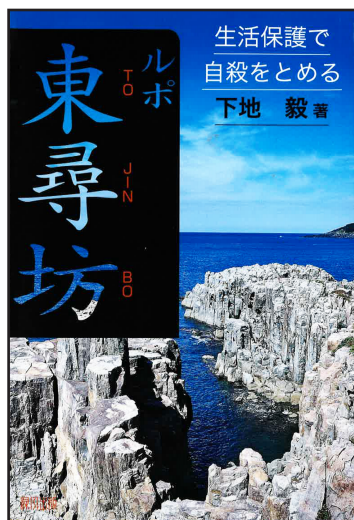
「疲労の蓄積」が発症に寄与するという見方を採用した2001年の認定基準改正以来、睡眠時間を圧迫する長時間労働が問題となり続けているにもかかわらず、論外の労働時間認定で不支給処分を行った羽曳野労働基準監督署の判断は批判されてしかるべきだろう。早期の取消し決定が望まれる。

ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！（2021.1）

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



第9回過労死防止大阪センター総会・シンポジウム

労基法の「谷間」を考える

日時：2023年4月21日（金）18：30～

会場：エルおおさか 709号室

（ZOOMとの同時開催・要事前申込み・参加無料）

日本では毎年、国が認定しているだけでも200人近くが過労死していることがわかっています。もちろんこの数字自体が氷山の一角であることに間違いありませんが、しかし、さらにその背後に、そもそも労災保険の対象となっておらず、過労死したとしても制度的な救済策が一切ない個人事業主や家事労働者、海外で働く人などがいます。グローバル化やフリーランス化が進む中で、いま、そのように働く労働者の補償について真剣に検討される必要があります。本シンポジウムでは、当事者やご遺族にご発言いただきながら、過労死のない社会を目指すために私たちにできることを考えていきます。

第1部 シンポジウム

講演：「フリーランスの働き方といのちと健康」

脇田滋さん（龍谷大学名誉教授）

報告：定年後の業務委託の過労自死

家事労働者の過労死

芸能演劇関係の取り組み

海外赴任中の過労自死

松丸正弁護士

NPO法人POSSE・ご遺族

森崎めぐみさん

今西雄介弁護士・ご遺族

遺族・被災者の訴え

第2部 過労死防止大阪センター 総会

（第2部総会への参加は会員に限ります。）

参加ご希望の方は、大阪センターのホームページ
（<https://stopkaroshi-osaka.net/>）
または下記のQRコードからお申し込みください。



エルおおさか
京阪・大阪メトロ「天満橋」より西に300M

主催：過労死防止大阪センター

後援（第1部）：大阪労働局

2月の新聞記事から

- 2/1** 精神障害の発病による休職は上司のパワハラなどが原因だとして、岐阜県多治見市の自動車部品会社「明和工業」の社員だった男性が同社に約2300万円の損害賠償を求める訴えを岐阜地裁に起こし、第1回口頭弁論が行われた。2017年1月にきた上司が、男性を批判する文書を全社員が見られる状態にしたり、男性の部下を叱責して間接的に男性の人格を否定し、未経験の部署に異動させた。男性は18年4月うつ病で休職し、22年3月に多治見労働基準監督署から労災認定された。
- 2/3** 防衛省にパワハラを内部告発した後、警務隊に逮捕されたのは不当だとして、海上自衛隊横須賀基地業務隊の男性隊員らが、国家賠償法に基づき国に約1千万円の損害賠償を求める訴えを起こした。原告は男性隊員と自衛隊横須賀病院に勤務していた元3曹の男性。隊員は元3曹から、上司に関する相談を受け、隊員が懲戒処分を求める申立書を海上幕僚監部と横須賀地方総監部に郵送したところ、2人は警務隊に虚偽告訴容疑で逮捕され、その後、2人を釈放し不起訴処分とした。
- 2/6** 静岡県御前崎市の御前崎港のふ頭にあるバイオマス発電所の建設現場で、作業員11人が倒れたり、体調不良を訴えたりする事故があった。男性作業員1人が死亡、1人が意識不明。死亡した作業員ともう一人の作業員は、バグフィルターの上で溶接作業をしていたところ、一酸化炭素中毒になったものとみられている。大阪府岸和田市の工場で作業員が鉄板に挟まれる事故があった。7人がけがをして男性5人が病院に搬送されたが、派遣社員の男性が死亡、ほか2人が意識不明の重体。鉄板は幅約2m、高さ約9mで重さ2トンで、クレーンで吊り上げた部品が板に接触し、13枚の鉄板がドミノ倒しのように倒れたとみられる。
- 2/8** 埼玉県さいたま市は、市立保育園の保育士ら4人の労災保険などの申請について、市保育課職員が事務処理を失念して行わず、請求権の消滅時効2年が成立し、休業給付費計127万8434円の請求が不可能になったと発表した。市は4人に説明して謝罪し、給付相当額を賠償するとともに、職員に重大な過失があったとして、国家賠償法に基づき賠償額を請求する方針。
- 2/10** 造船作業中にアスベストを吸って健康被害を受けたのは国が適切な規制を怠ったためだとして、元作業員や遺族ら計11人が、国に総額約1億700万円の損害賠償を求める訴訟を大阪、札幌両地裁に起こした。造船作業員の被害は国の給付金制度の対象外で救済範囲の拡大も訴える。造船作業を巡る被害で国に賠償責任を問う訴訟は全国初。原告数は大阪10人、札幌1人。原告は1953～2003年ごろ、船舶の内装や設備の工事を担い肺がんや悪性中皮腫を発症した作業員やその遺族ら。
- 2/15** 鹿児島県内の精神科と心療内科の元院長の男性医師からパワハラを受け自殺に追い込まれたとして、元従業員の女性の遺族が慰謝料約200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、鹿児島地裁であった。裁判長は医師の叱責などを過失と認めたものの、自己破産で免責されるとして請求を棄却した。遺族は控訴する方針。
- 2/17** 北海道・旭川市の旭川医科大学の40代の男性教員2人が、上司などからパワハラを受け休職に追い込まれたとして、上司などや大学にあわせて1320万円の損害賠償を求めた裁判で、旭川地裁は原告の請求を棄却し、裁判長は、上司などの行為は違法なハラスメント行為には当たらず、大学の対応も違法であると認められないとした。原告の教員2人は控訴する意向。
- 2/20** 研究者や弁護士有志が「女性議員のハラスメント相談センター」を設置した。4月末までの期間限定で、統一地方選の立候補予定者や議員のハラスメント対応を支援する。オンラインで相談を受け付け、弁護士や先輩議員による助言や支援を仰ぐ。
- 2/21** 陸上自衛隊松山駐屯地（松山市）で勤務していた元2等陸尉の男性（28）がうつ病になり自殺したのは、過重勤務などが原因として、両親が国に計約9030万円の損害賠償を求めた訴訟で、大津地裁は自殺と過重勤務の因果関係を認め、国側に慰謝料など約7830万円の支払いを命じた。男性は2013年4～5月、新入隊員受け入れや訓練準備のため休日返上で働き、うつ病を発症。同年5月下旬に松山市内の演習場で自殺した。発症前1カ月間の超過勤務時間は約216時間、発症前6カ月の平均も約138時間だった。上司によるパワハラ行為については、認めなかった。
- 2/22** 中国内モンゴル自治区で、炭鉱が崩れる事故があった。露天掘りの炭鉱で、広い面積にわたって崩壊が発生し、人や車両が埋まった。5人が死亡し、48人の行方が分かっておらず、救助活動が続いている。地方議員らの政治活動や選挙運動に対するハラスメントの根絶を目指す条例が、大阪府議会で成立した。議員や立候補者らが投票の見返りに有権者から不当な要求を受け「票ハラスメント」を防ぐのが狙い。4月の統一地方選前の3月1日から施行される。今日午前11時過ぎ、長崎県長崎市の三菱重工業長崎造船所の敷地内の工場で、爆発があった。消防が救助活動を行い、従業員とみられる50代の男性を救助したが、意識不明の重体で、病院に搬送されたが死亡が確認された。死亡したのは、パートナー会社の男性従業員。
- 2/23** 北海道・十勝管内中札内村農協の男性課長が自殺したのは、当時の山本勝博組合長のパワハラが原因として、妻が同農協と山本氏に約8600万円の損害賠償を求める訴訟を釧路地裁帯広支部に起こした。昨年12月20日付。男性は2012年から同農協総務部管理課長を務め、山本氏の意に沿わないと、他の職員の前で大声で叱責されることが複数回あった。「工場に飛ばさず」と言われ、精神的負荷でうつ病を発症。16年4月に自殺した。
- 2/24** 現代美術家が労働組合「アーティスト・ユニオン」を結成した。「プレカリアートユニオン」のアーティスト支部として1月19日に結成。ユニオンではアーティストの「報酬ガイドライン」「倫理ガイドライン」「労災ガイドライン」の策定を進め、その遵守を求める。
- 2/27** 航空自衛隊那覇基地でのセクハラ被害を訴えたのに空自が適切に対応せず、不利益な扱いを受けたとして、女性自衛官が国に約1168万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。女性は2010年以降、先輩の男性隊員から電話で交際相手との性行為をやゆされるなどした。組織内のセクハラ相談員などは対応せず、隠蔽を図ったと主張。男性個人に賠償を求めた訴訟では、那覇地裁が17年の判決で「セクハラ発言に当たる」としながら、公務員の職務中は個人が賠償責任を負わないとして請求を棄却した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259